

須恵東中学校 いじめ防止基本方針

R6. 10 月改訂

I いじめの問題に関する基本的考え方

1. いじめの定義

「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<解釈>

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた生徒の立場にたって全面的に支援を行う。生徒間でのトラブルに関しても軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導を行い、継続して対応を行っていく。学校は常に子どもの状況を見守り、いじめの基本認識をもち、よりよい人間関係を築けるよう指導していく。

「いじめの基本認識」

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

Ⅱ 発達支持的

本校の重点目標である「**自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する生徒の育成**」に向けて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、校訓である「自主」「創造」「友愛」の視点を取り入れた**目標と振り返り**の取組を実施させ、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成の視点を持ち、日々の教育活動を行う。

(1) 道徳教育の充実

- ・本校の重点目標「**自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する生徒の育成**」との関わり
→ 日頃の教育活動の中で、道徳の基本である「自ら考え、判断し、実行し、自己の行為の結果に責任をもつ」ことを育ませる
- ・日々の道徳科の授業（明日への扉、かがやき、あおぞらの使用）

(2) 体験活動の促進

- ・宿泊体験学習、町を調べる体験学習（1学年）
- ・職場体験学習（2年生）
- ・上級学校体験学習（3年生）
- ・地域と連携したボランティア活動、生徒会と連携したボランティア活動（全学年）

(3) 特別活動の充実

- ・体育会や文化発表会などの学校行事（全学年）
→ 集団指導を通して、集団への所属感や連帯感を深めさせる
- ・学校行事における学習過程を取り入れた話し合いの場の設定
→ ①行事の意義の理解 ②計画や目標についての話し合い ③活動目標や活動内容の決定
④体験的な活動の実践 ⑤振り返り

(4) 『須恵東中生が目指す6の姿』の実践

- ・挨拶、無言清掃、立腰・正対、ボランティア活動などを通した非認知能力を育成
→ 自ら進んで学校生活に取り組む力（意欲）
→ 学校や地域に貢献する力（社会共生力）、多面的・多角的に物事を考える力（考え抜く力）
→ 仲間と仲良く生活する力（協調性）
相手と円滑に意思疎通する

(5) 『東中生が授業で身に付ける3つの力』の実践

- ・「自主」めあてをつかんで、自分の考えをつくる力、学習を見通す力
- ・「友愛」対話を通して、意見を聞き、自分の考えを深める力、新しい考えに気付く力
- ・「創造」学んだことを振り返り、次につなげる力

Ⅲ 課題予防的（課題未然防止と早期発見対応）

1. 課題未然防止教育

- (1) 意図的・組織的・系統的な教育プログラム
 - ・性教育（1学年）
 - ・薬物乱用防止教室（2学年）
 - ・暴力団排除教室（3学年）
 - ・SNSの使い方の学習（1学年、2学年）
 - ・SOSの出し方の学習（全学年）
- (2) 地域、外部関係機関と連携
 - ・学校ホームページやすまっぽん、学校・学年通信等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発
 - ・校内特別委員会に、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の参加
- (3) 校内職員研修の充実
 - ・i-check アンケートを活用して、生徒理解に努める研修の実施
 - ・生徒理解に関する研修や指導援助に関する研修の実施
 - ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る
 - ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組の実施

2. 課題早期発見対応

早期発見

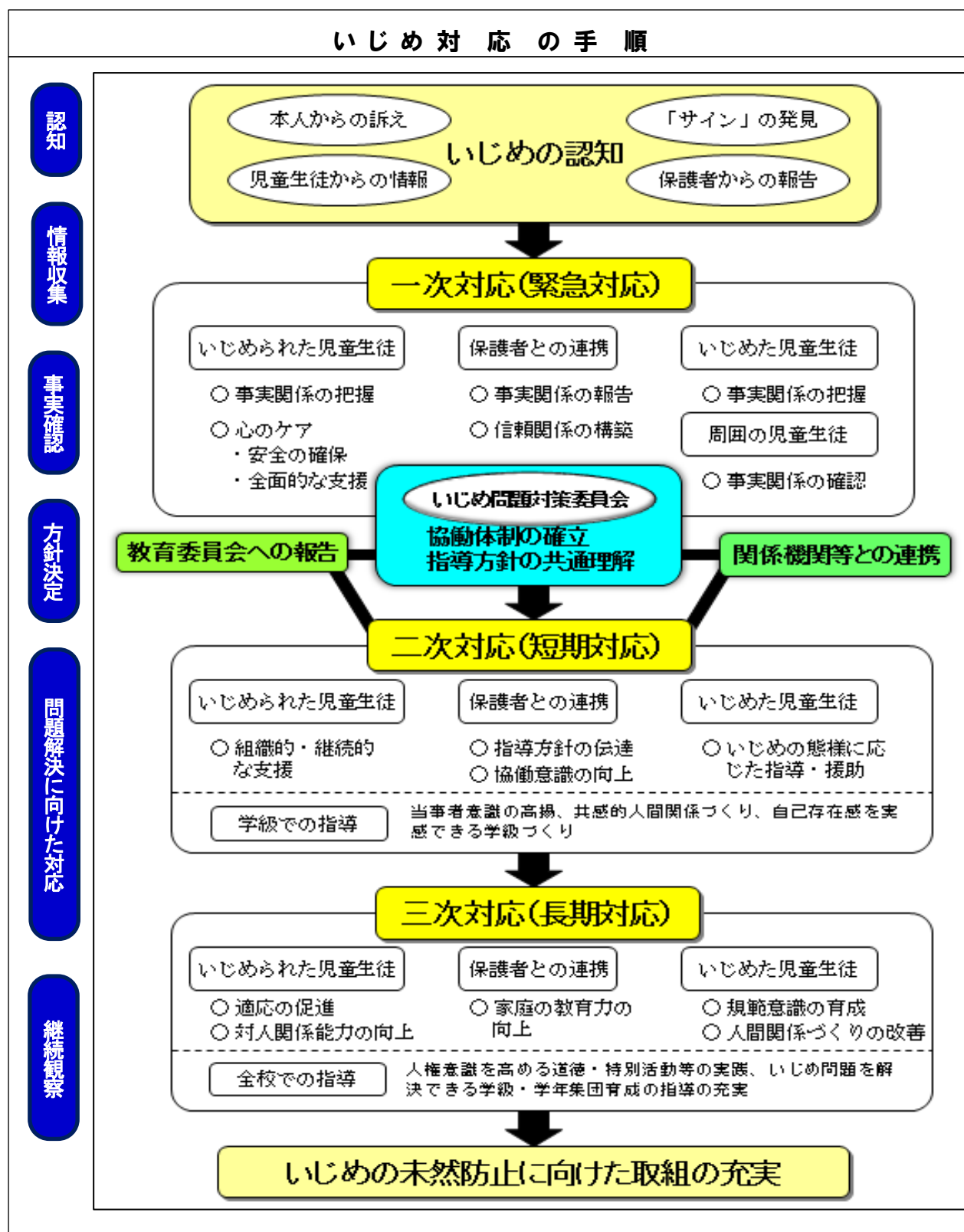
- (1) いじめを早期に発見するための定期的な実態調査の実施
 - ・生徒対象いじめアンケート調査 月1回
 - ※いじめに特化したアンケート、学校生活アンケート（環境多面調査）、i-check
 - ・保護者を行ういじめアンケート調査 年2回
 - ※「家庭用チェックリスト」
- (2) 教育相談（個別指導）の実施
 - ・学級担任等による個別の教育相談 年2回
 - ・個に応じたSC、SSW等の専門家との連携による対応

早期対応

- (1) 学校体制の整備
 - ①組織の整備
 - ・「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、定期的開催
 - ・校長、教頭、主幹、いじめ問題コーディネーター、生徒指導担当、SSWの参加
 - ※状況に応じて校長の判断のもと必要なメンバーを加える

②報告体制の整備

- ・いじめを認知した場合は、教師が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応
- ・その際、「いじめ問題共有化シート」を活用して報告



③相談体制の整備

- ・いつでもいじめ等の相談をしやすくするために、校内に相談室を設置
- ・直接相談しにくいことを伝えやすくするために、校内に相談ポストを設置（相談室1横に設置）
- ・国や県、町及び民間の相談窓口の周知

<いじめ相談窓口>

国（文科省）	24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310
福岡県	子どもホットライン24	092-641-9999
	いじめレスキューセンター	092-645-2567
須恵町	（学校教育課 直通）	092-687-1594
民間	福岡いのちの電話	092-741-4343

（2）早期対応時の留意事項

①いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを最後まで守り抜く姿勢

- ・いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・事実確認は、加害者と被害者を別々の場所で行うことを基本とする。
- ・いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、休み時間、清掃時間、放課後等においても、状況に応じて、教職員の目の届く体制を整える。

②事実確認と情報収集

・調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行い、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図る。

- ・いじめの事実確認においては、経過や心情などをいじめた子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・保護者対応は、複数の教職員（学年主任・学級担任等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき内容

- ・誰が誰をいじているのか。
- ・いつ、どこで起こったのか。
- ・どんな内容のいじめか。
- ・具体的な被害はあるか。
- ・いじめのきっかけは何か。
- ・いつごろから続いているか。

【加害者と被害者の確認】

【時間と場所の確認】

【内容の確認】

【被害の確認】

【背景と要因の確認】

【程度の確認】

③いじめられた子どもに対しての対応

子ども	・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れる ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する
保護者	・家庭訪問等で保護者に事実関係を直接伝える ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する ・保護者の気持ちを共感的に受け止める ・連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える ・家庭での様子に注意してもらい、気になることがあれば相談するよう伝える

④いじめた子どもに対しての対応

子ども	・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する ・心理な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる
保護者	・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する ・今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言する

⑤周囲の子ども（観衆・傍観者）に対しての対応

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

⑥継続した指導及び経過観察

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う
- ・教育相談などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める
- ・良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる
- ・加害、被害双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する

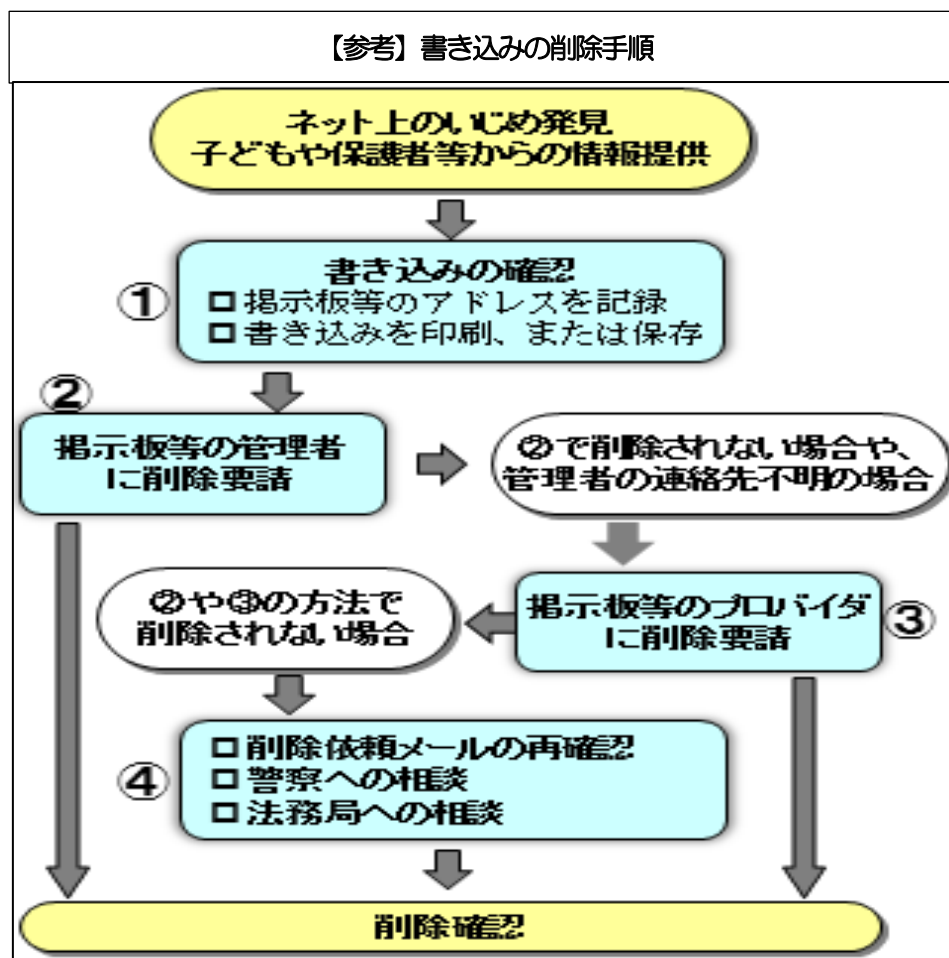
(3) ネット上のいじめへの対応

①インターネットの特殊性による危険

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルにつながる可能性があること
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

②保護者会等で伝えたいこと

- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
- ・パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、子どもたちを危険から守るための家庭でのルールを作ること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもに深刻な影響を与えることを認識すること
- ・「ネット上のいじめ」を発見したときは、事実を確認して早急に学校に相談すること
- ・書き込み内容が悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること



IV 重大事態発生時の対応

学校が調査主体となる場合

須恵町教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる

◆ 学校に重大事態の調査組織を設置

組織の構成については、「いじめ問題対策委員会」を母体として、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める

◆ 調査組織による調査の実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。性急に因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を正確に調査する
※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料に再分析や必要に応じて新たな調査を実施する

◆ 関係者への適切な情報提供

※調査により明らかになった事実関係について、関係者（いじめられた子どもやその保護者等）に情報を適切に提供する
※情報提供にあたっては、個人情報に十分配慮する

◆ 教育委員会への結果報告及び措置

※調査結果を教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指示のもと、必要な措置を講ずる
※事案が犯罪行為に相当し得ると認められた場合、警察への相談・通報を行う。

教育委員会が調査主体となる場合

須恵町教育委員会の指導・助言のもと、資料の作成・提出など、調査に協力する